

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	利用等の承認
処 分 権 者	指定管理者
根 拠 規 定	美郷町道の駅雁の里農業振興施設の設置及び管理に関する条例第 10 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町道の駅雁の里農業振興施設の設置及び管理に関する条例第 10 条第 1 項、第 11 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町道の駅雁の里農業振興施設の設置及び管理に関する条例 （利用の承認）</p> <p>第 10 条 施設を利用しようとする者は、利用日の 5 日前までに指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>（利用の不承認）</p> <p>第 11 条 指定管理者は、その利用が次の各号いずれかに該当すると認められるときは、利用承認を与えないものとする。</p> <p>（1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>（2） 当該施設等に損害を与えるおそれがあるとき。</p> <p>（3） その他、施設の管理上支障があるとき。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>5 日</p>
備 考	指定管理者が基準の設定主体 利用日 5 日前までに申請（10-1）
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日